新宿区安全安心パトロール隊業務委託に係るプロポーザル募集要項

１　プロポーザルの趣旨

本業務委託においては、民間事業者のノウハウと創意工夫を最大限に活かすことが有効であることから、業務内容についての技術提案を求めるプロポーザルを実施する。

２　用語の定義

（１）区とは、新宿区をいう。

（２）参加予定者とは、「新宿区安全安心パトロール隊業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書（第１号様式）を提出した者をいう。

（３）参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。

（４）事務局とは、危機管理課危機管理係をいう。

３　参加資格

参加予定者がプロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。

なお、基準日については、公募開始の日とする。公募開始は、本募集要項を、区公式ホームページに掲出し、公表した日（令和６年１月１９日（金））とする。

また、契約時までに以下の応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

（１）警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第4条の認定業者であって、同法第5条第2項の認定証の交付を受け、かつ、過去5年以内に同法に基づく行政処分を受けたことがないこと。

　（２）他自治体において本委託業務と同様若しくはこれに準ずる業務を受託した実績があること。

　（３）引き続き1年以上その営業に従事している法人であること。（ただし、特定非営利活動法人は除く。）

（４）公共交通機関を利用して、概ね1時間以内に新宿区役所本庁舎に到着できる範囲の都内に、本社、支社またはその他営業所を設置していること。

（５）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定する欠格事項に該当しないこと。

（６）東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。

（７）従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。

（８）金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。

（９）会社更生法（平成14年法律第154号）の適応を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。

（10）民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあっては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。

（11）新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（12）新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

４　参加手続き

プロポーザルの参加を希望する者は、「新宿区安全安心パトロール隊業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第１号様式）に、「３　参加資格」（１）～（10）に列記された各事項を満たしていることが記載された書類※を添えて、令和６年２月２日（金）午後５時までに事務局へ持参にて提出すること。なお、上記提出物の返却はおこなわない。

※各事項を満たしていることが記載された書類

（１）～（７）：様式は問わず、事業概要や会社案内等既存の広報等で使用しているものでよい。ただし、既存の広報等に記載されていない事項は、別記したものを提出すること。

（８）：「新宿区安全安心パトロール隊業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第１号様式）の提出をもって足りるものとする。

（９）・（10）：該当がない場合は提出不要。該当がある場合は、手続開始決定がなされていることが分かる書類を提出すること。

注）提出にあたっては、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

５　参加の辞退

　　プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「新宿区安全安心パトロール隊業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」（第２号様式）を事務局へ提出すること。

なお、辞退は任意であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いは行わない。

注）辞退する場合は、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

６　質疑・回答

　（１）参加予定者の質疑

　　　　参加予定者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあたっては、「新宿区安全安心パトロール隊業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」（第４号様式）を以下のとおり提出する。

　　　　・提出期限：令和６年１月２６日（金）午後５時

　　　　・提出方法　メールやファクシミリによる送信とする。

　　　　　　　メールアドレス　　kikikanri-bohan@city.shinjuku.lg.jp

　　　　　　　ファクシミリ番号　03-3209-4069

　（２）質疑に対する回答

　　　　質疑に対する回答は、令和６年１月２９日（月）までに事務局が区公式ホームページにて行う。

７　配布書類等

（１）配布場所

　　　　「１４　各種書類の提出先及び問合せ先」に記載のとおり

　　　　※配布書類は、区公式ホームページからダウンロード可能

（２）配布期間等

　　　ア　窓口配布期間

　　　　　令和６年１月１９日（金）午前８時３０分～令和６年２月２日（金）午後５時

　　　　　※土・日曜、祝日を除く

　　　イ　区公式ホームページ掲載期間

　　　　　令和６年１月１９日（金）～令和６年２月２日（金）

　　　ウ　配布書類

　　　（ア）　プロポーザル実施関係

　　　　　①　新宿区安全安心パトロール隊業務委託に係るプロポーザル募集要項

　　　　　②　参考仕様書

　　　（イ）　提出書類関係

　　　　　①　（第１号様式）新宿区安全安心パトロール隊業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書

　　　　　②　（第３号様式）新宿区安全安心パトロール隊業務委託企画提案書（表紙）

　　　　　③　 提案項目１～１４

　　　　　　　 ※詳細は「１０　企画提案書等の作成及び提出方法（２）企画提案書の内容」に記載のとおり

④　（第３－２号様式）見積書

８　契約内容

（１）契約期間 令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

（２）委託契約上限額 １７２,５６６,７３５円（税込）

（３）委託内容 新宿区安全安心パトロール隊業務

　別紙　参考仕様書のとおりとする。

９　契約予定日　　令和６年４月１日

１０　企画提案書等の作成及び提出方法

　（１）提出書類、部数等

①　企画提案書

　　【様　式】第３号様式を使用し、文字の大きさは１０．５ポイント以上とする。

　　　　　【部　数】８部※（正本１部、副本７部）

　　　　　　※８部のうち、７部（副本）には事業者名等が判明できる内容を記載しないこと。残りの１部（正本）については表紙に事業者名を明記すること。

※事業者名等を明記する１部には、事業者名、所在地、代表者、あて先を記載し、代表者印を押印すること。なお、あて先は「総務部危機管理担当部長」とすること。

②　見積書

　　　　　本件委託に係る見積を「見積書」（第３－２号様式）により作成のうえ、提出すること。また、その内訳を添付すること（内訳の記載について様式は問わない）。

　　　　　当該見積書の記載額については、受託候補者の評価・選定時に用いる。

　　【部　数】１部

③　提出期限

令和６年２月２日（金）午後５時

　　　　　なお、提出期限までに、本募集要項１０（１）①,②に記載する企画提案書及び見積書の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

　　　④　提出方法

一括して事務局へ持参すること。（郵送等は不可）

注）あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

　（２）企画提案書の内容

　　　　以下の内容について、第３号様式を使用し作成すること。作成にあたっては、別紙「参考仕様書」を参考にし、本業務の趣旨を理解した上で作成すること。また、提出者の特定が可能な内容（具体的な事業者名等）を記載しないこと。

　　　　なお、企画提案書に記載する事項は次のとおりである。各事項につき、書類は１枚とする。詳細等を別紙にて提案する場合には、各項目別紙を含めて２枚とする。なお、別紙については、Ａ４サイズとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | 提案事項 |
| １ | 新宿区における客引き行為等迷惑行為の現状分析について |
| ２ | 客引き行為者や路上喫煙者等に対する対応について |
| ３ | 外国人客引き等行為者の現状認識と具体的な対応について |
| ４ | 若年層の来街者への警戒対策について |
| ５ | 配置計画について（時間、人数、配置態様等） |
| ６ | 地域の実態に即した責任者と従事者の選定について（経験・資格等） |
| ７ | 区と従事者との連絡体制及び本社（支社を含む）と従事者との連絡体制について |
| ８ | 従事者の監督方法について |
| ９ | 事件・事故等発生時の対応について |
| 10 | 区民、来街者から道案内等の質問、及び要望・苦情等があった場合の対応について |
| 11 | 本業務委託によるパトロール活動に関して想定される課題と対応について |
| 12 | 研修回数、内容等について |
| 13 | 本業務に関する実績（顧客名、実施時期・期間、規模等）について |
| 14 | 個人情報の保護について |

１１　企画提案の選定方法

　新宿区安全安心パトロール隊業務委託に係る事業者選定委員会が、以下のとおり選定を行う。

なお、選定に先立ち、書類審査（形式審査）を実施し、「３　参加資格」に列記された事項を満たしていない場合は、選定の対象とせず、不採用とする。また、提出された見積書の金額が「８　契約内容」を上回っている場合、又は７割に満たない場合は、第１段階評価の対象としない。

　（１）第１段階評価（企画提案書による評価）

　　　　企画提案書をもとに評価し、上位の３者（企画提案書の提出者が３者に満たない場合は全者）を、第２段階評価を行う事業者として選定する。ただし、評価点が満点の６割に満たない場合は、第２段階評価の対象としない。

　　　　なお、評価結果については、第１段階評価終了後、参加者に対して電子メール等により通知する。電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

　（２）第２段階評価（プレゼンテーション及びヒアリングによる評価）

　　　　プレゼンテーション及びヒアリングによる評価を行う。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者をあわせて最大３名以内とする。

プレゼンテーションは２０分程度行い、提出された企画提案書等の書類をもとに行う。企画提案書に全く記載のない事項を、プレゼンテーションで新規に提案することは不可とする。プレゼンテーションの際、パソコン等の機材を使用する場合は、各事業者で用意すること。（プロジェクター及びスクリーンは用意あり。）

　　　　なお、第１段階評価終了後に第２段階評価参加者に対して質疑及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

　　　【日　時】令和６年３月６日（水）に予定しているが、変更となる場合がある。

※実施日等は第１段階評価終了後に電子メール等により通知する。

電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

　（３）評価基準

　　　　別紙「新宿区安全安心パトロール隊業務委託プロポーザル評価基準【第１段階評価】及び【第２段階評価】」のとおり。

　（４）受託候補者の選定

　　　　特別の事情がある場合を除き、見積書の金額が委託契約上限額を下回る事業者のうち、第１段階評価及び第２段階評価の合計評価点に、見積書の金額を基に算出した価格評価点を加えた値の最高点者を受託候補者として選定する。

（５）選定結果の公表

　　　　受託候補者の選定後、件名等、受託候補者名、選定委員の内訳等を区公式ホームページにて１年間公表する。

１２　スケジュール（予定）

　（１）募集要項の配布　　　　 令和６年１月１９日（金）

　（２）参加申請書の受付　　　 令和６年１月１９日（金）から２月２日（金）まで

　（３）質問書の受付　　　　　 令和６年１月１９日（金）から１月２６日（金）まで

　（４）質問書への回答　　　　　令和６年１月２９日（月）

（５）企画提案書等の受付　　　令和６年１月１９日（金）から２月２日（金）まで

（６）第１段階評価　　　　　　令和６年２月８日（木）

　（７）第１段階評価の結果通知　令和６年２月９日（金）

　（８）第２段階評価　　　　　　令和６年３月６日（水）

　（９）第２段階評価の結果通知　令和６年３月１１日（月）

１３　留意事項

　（１）提出物の取扱い

　　　　企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管、管理又は廃棄し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。

（２）契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

　（３）参加経費等

　　　　プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

　（４）適正な手続きの順守

申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、新宿区安全安心パトロール隊業務委託に係る事業者選定委員への接触を禁ずるものとし、違反した場合には、評価を評価対象から除外する。

（５）労働環境の確認

新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第２号）に定める労働環境の適正性の確認について理解し、適用対象となった場合は契約締結後に必要な書類（労働環境確認報告書等）を提出すること。

（６）契約締結の条件等

本プロポーザルは令和６年度契約の準備行為であり、契約の締結については、令和６年度当初予算の成立を条件とする。また、契約金額は、成立した予算の範囲内の金額で決定する。

１４　各種書類の提出先及び問合せ先

　　　〒１６０－８４８４

新宿区歌舞伎町１－４－１

新宿区総務部危機管理担当部危機管理課危機管理係（区役所本庁舎４階）

電話：０３－５２７３－３５３２

ＦＡＸ：０３－３２０９－４０６９

電子メールアドレス：[kikikanri-bohan@city.shinjuku.lg.jp](mailto:kikikanri-bohan@city.shinjuku.lg.jp)

受付時間：午前８時３０分から午後５時まで

※ただし、土・日曜日、祝日は除く